

# 青森県報

号外第三十四号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局処務規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県地方労働委員会事務局処務規程

青森県地方労働委員会事務局処務規程(昭和三十二年六月青森県訓令甲第三十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県地方労働委員会事務局(以下「事務局」という。)(の事務を円滑に処理するために必要な組織等について定めるものとする。

(組織)

第二条 事務局に次の担当を置く。

- 一 総務担当
- 二 審査調整担当

(総務担当の分掌事務)

第三条 総務担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 職員的人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。

## 目 次

青森県地方労働委員会事務局処務規程……………	(地方労働委員会)	一
教育委員会……………		
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………	(スポーツ健康課)	三
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	(職員福利課)	三
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令……………	(同)	五
青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令……………	(教育政策課)	五
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………	(職員福利課)	六
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………	(同)	六
青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………	(同)	八
選挙管理委員会……………		
青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………	(事務局)	九

訓

令

- 三 文書類の收受、発送及び保管に関すること。
  - 四 予算の編成、予算の執行及び決算に関すること。
  - 五 規程の制定及び改廃に関すること。
  - 六 議会に関すること。
  - 七 物品の管理に関すること。
  - 八 情報公開に関すること。
  - 九 叙位叙勲に関すること。
  - 十 年誌の編集に関すること。
  - 十一 他の担当の分掌に属しない事務に関すること。
- (審査調整担当の分掌事務)
- 第四条 審査調整担当の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 総会及び公益委員会議に関すること。
  - 二 あつせん員候補者に関すること。
  - 三 不当労働行為に関すること。
  - 四 労働組合の資格審査に関すること。
  - 五 地方公営企業に係る労働組合の非組合員の範囲についての認定及び告示に関すること。
  - 六 公益事業に係る争議行為予告通知義務違反に対する処罰請求に関すること。
  - 七 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
  - 八 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。
  - 九 個別的労使紛争のあつせんに関すること。
  - 十 争議行為の発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に関すること。
  - 十一 労働争議の実情調査に関すること。
- (職制)
- 第五条 事務局に必要な応じ、次の職を置く。
- 一 総括副参事
  - 二 副参事
  - 三 総括主幹
  - 四 主幹
  - 五 総括主査
  - 六 主査
  - 七 主事

## 八 局付

- 2 局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
  - 3 次長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
  - 4 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理するとともに、次長の補佐的事務を行う。
  - 5 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に係る企画、調査及び立案を行う。
  - 6 総括主幹は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。
  - 7 主幹は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。
  - 8 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。
  - 9 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
  - 10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
  - 11 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。
- (局長の専決事項)
- 第六条 局長は、次に掲げる事務を専決する。
- 一 所属職員の事務分掌に関すること。
  - 二 局長、次長、総括副参事及び副参事の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。
  - 三 局長、次長、総括副参事及び副参事の有給休暇の承認等に関すること。
  - 2 前項各号に掲げるもののほか、軽微なもの（総括副参事の専決に係るものを除く。）は、局長が専決することができる。
- (総括副参事の専決事項)
- 第七条 総括副参事は、次に掲げる事務を専決する。
- 一 総括主幹以下の職員の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。
  - 二 総括主幹以下の職員の有給休暇の承認等に関すること。
  - 三 総括主幹以下の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
  - 2 前項に規定するもののほか、総括副参事は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）第六条の規定により局長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を専決する。
- 一 報酬、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）及び役務費に係る支出負担行為

並びにその他の費目（交際費を除く。）に係る一件の金額が二百万円未満の支出負担行為に関する事。

二 収入命令、支出命令及び出納通知に関する事。

三 資金の前渡に関する事。

四 物品の管理に関する事。

五 証書及び公文書類の保管に関する事。

六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する事。

（局長等の事務の代決）

第八条 局長が不在のときは次長が、局長及び次長が共に不在のときは総括副参事がその事務を代決する。

2 総括副参事が不在のときは、あらかじめ局長の承認を得て総括副参事が指定する職員がその事務を代決する。

（代決の制限等）

第九条 代決した事項は、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの又はあらかじめ上司の指示したものについてはこの限りではない。

（服務及び文書の取扱）

第十条 この規程に定めるもののほか、職員の服務及び文書の取扱に関しては、青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）及び青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）に準じて行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、局長が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十八万七千円」を「二十八万五千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「班長又は」を削る。

第七条第二項中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 スポーツ振興局長印

第十六条第一項第三号及び第五号中「教育政策課長に」の下に「、スポーツ振興局長あてのものはスポーツ健康課長に」を加える。

第十七条第二号及び第三号並びに第二十条中「班長又は」を削る。

第二十二条中「教育次長」の下に「、スポーツ振興局長」を加える。

第二十八条第一項中「教育次長」の下に「（スポーツの振興に関する重要な事項に

係るものについては教育次長及びスポーツ振興局長印」を印する。

函添紙11の(三)のイイ中

「 24ミリメートル ・

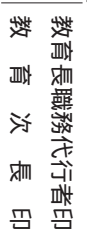


「 24ミリメートル ・ 24ミリメートル ・

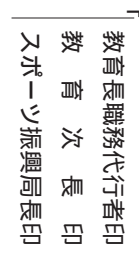


印する。

函添紙11のイイ中



2 4 2 4



2 7 2 4 2 4

印する。

函添紙11の(三)イイイイの項に「印中「期間外勤務手当令」を「期間外勤務手当令」

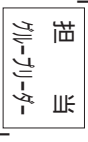
印する。

函十一印添付中



印する。

函十一印添付中



印する。

函十七印添付中



印

このことについて、次のとおり  
してよいか伺います。

教育長	教育次長	課長	課長補佐	班長	課員	起案者 課 電話 番

このことについて、次のとおり  
してよいか伺います。

教育長	教育次長	課長	班長	課員	起案者 課 電話 番


に改める。

第十八号様式中

課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
補	補	補	補	補
佐	佐	佐	佐	佐
班	班	班	班	班
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長

を

課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長

に改める。

第二十二号様式中

課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長

第二十七号様式中

課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長
課	課	課	課	課
長	長	長	長	長

附 則

- この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県教育委員会文書取扱規程により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「教育委員会」を「旅行命令権者」に改め、同号口中「九級」の下に「（旅行命令権者が特に必要と認める場合は十級）」を加える。

第八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号イ中「及び総括主任指導主事」を「総括主任指導主事及び総括主任社会教育主事」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号イ中「日当定額」の下に「（同一県内旅行の場合には、その二分の一に相当する額。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号を削り、同条第十号を同条第八号とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程（昭和三十九年五月青森県教育委員会

訓令第第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第第四号

所 出 庁 内 一 般  
出 先 機 関  
轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令第第九号）

の一部を次のように改正する。

第八号様式中

「**課長補佐**」を「**グループリーダー**」に改め、同様

式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令第第五号

庁 内 一 般

出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令第第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「本庁の課長補佐及び」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 スポーツ振興局長は、スポーツの振興に関する重要な事項及び教育次長の専決事項のうちから教育長の承認を得て定める事務を専決する。

3 本庁の課長は、当該課長の専決事項のうちから教育長の承認を得て定める事務について、グループリーダー（県立学校課特別支援教育室長及び文化財保護課三内丸山遺跡対策室長を含む。以下同じ。）に専決させることができる。

第二条の二を削る。

第五条中「前七条」を「前六条」に改める。

第七条に次の一項を加える。

5 前四項の規定にかかわらず、スポーツの振興に関する重要な事項に関する事務については、次の各号に定めるところによる。

一 教育長が不在のときは、スポーツ振興局長又は当該事務を整理する教育次長がその事務を代決する。

二 教育長、スポーツ振興局長及び当該事務を整理する教育次長がともに不在のときは、他の教育次長がその事務を代決する。

三 教育長、スポーツ振興局長及び各教育次長がともに不在のときは、スポーツ健康課長がその事務を代決する。

第八条の二第一項中「課長補佐又はグループリーダー」を「グループリーダー」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の見出し中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同条第一項中「本庁の課長補佐が不在のときは、当該事務を担当する班長、主任指導主事又は主任

社会教育主事が、グループリーダー」を「グループリーダー」に改め、同条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄第三号及び第四号中「九百万円以上千八百万円」を「千二百万円以上二千五百万円」に改め、同項課長専決事項の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、同欄第九号中「旅費」を削り、「九百万円」を「千二百万円」に、「二百五十万円」を「三百万円」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第十号中「課長補佐及びグループリーダー」を「職員福利課長及び学校施設課長に限る。ただし、グループリーダー」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第十一号中「九百万円」を「千二百万円」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一学校施設課の項教育次長専決事項の欄第一号イ及びロ中「五百万円以上四百五十万円」を「七百万円以上六十万円」に改め、同号八中「九百万円以上千八百万円」を「千二百万円以上二千五百万円」に改め、同号二中「九十万円以上百五十万円」を「百二十万円以上二百万円」に改め、同項課長専決事項の欄第三号イ及びロ中「五百万円」を「七百万円」に改め、同号八中「九百万円」を「千二百万円」に改め、同号二中「九十万円」を「百二十万円」に改める。

別表第一スポーツ健康課の項教育次長専決事項の欄第一号中「」の下に「及び新青森県総合運動公園（青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「」の下に「及び新青森県総合運動公園（青森県都市公園条例第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を加え、同号へ中「都市公園台帳」の下に「（新青森県総合運動公園に係るものを除く。）」を加え、同欄第二号中「」の下に「及び新青森県総合運動公園（青森県都市公園条例第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を加え、「（昭和五十三年三月青森県条例第四号）」を削り、同号二中「第十一号」を「第十二号」の規定による使用料の減免及び同条」に改め、同欄第三号中「」の下に「及び新青森県総合運動公園（青森県都市公園条例第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を加え、同欄第五号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第四条の規定による使用料の免除に関すること。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第七号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第五条の規定による使用料の免除に関すること。

別表第二を次のように改める。  
別表第二（第一条関係）

課名	各 課 共 通	利 課
専 決 事 項	一 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）第三十一条第一項の規定による旅費の調整に関すること。 二 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）第三十一条第一項の規定による旅費の調整に関すること。 三 県立学校職員の特勤勤務手当に準ずる手当の支給に係る認定（県立学校課のグループリーダーに限る。） 四 振替命令に関すること。 五 物品の出納通知に関すること。 六 有価証券（公有財産である有価証券を除く。）の出納通知に関すること。 七 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。 八 一件の予定価額が三百万円未満の物品の購入に関すること。 九 旅費に係る支出負担行為に関すること。 十 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く。）、「委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目（給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が千二百万円未満の支出命令（職員福利課及び学校施設課のグループリーダーに限る。）」 十一 定例又は軽易な証明書、謄本等の交付 十二 定例又は軽易な照会、回答、調査等で課長が指示したものに關すること。 十三 その他定例又は軽易な事項で課長が指示したものに關すること。	一 通勤手当（昭和三十三年十一月青森県人事委員会規則七 四四）第四條の規定による職員の通勤届の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定 二 通勤手当第二十二條の規定による事後の確認 三 単身赴任手当（平成二年三月青森県人事委員会規則七 一五九）第八條の規定による職員の単身赴任届の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定 四 単身赴任手当第十條の規定による事後の確認

職員	<p>五 扶養手当（平成六年四月青森県人事委員会規則七 一六六）第四条第一項の規定による職員の扶養親族届及び扶養手当の月額額の認定</p> <p>六 扶養手当第五条の規定による事後の確認</p> <p>七 住居手当（昭和四十九年十二月青森県人事委員会規則七 一〇九）第六条の規定による職員の住居届の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定</p> <p>八 住居手当第九条の規定による事後の確認</p> <p>九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する次のこと。 イ 第七条の規定による児童手当の支給資格及び額の認定 ロ 第二十六条第二項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理</p> <p>八 第二十七条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問</p> <p>二 第二十八条の規定による資料の提供及び報告の要求</p> <p>十 少年自然の家職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給に係る認定</p> <p>十一 返納通知に関すること。</p> <p>十二 職員の給料及び職員手当等の前渡資金精算書の確認</p>
----	---

別表第六第一号イ中「九十万円」を「百二十万円」に改め、同号ロ中「二百五十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「臨時職員任用何（第二号様式）により本庁の課長及び教育事務所長にあつては職員福利課長に、埋蔵文化財調査センター所長及び学校以外の教育機関の長にあつては主管課長及び職員福利課長に合議のうえ、教育長」を「本庁各課に係るものにあつては職員福利課長が、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び学校以外の教育機関（以下「本庁以外の機関」という。）に係るものにあつては当該機関の長が、臨時職員任用何（第二号様式）により教育長」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 本庁以外の機関の長は、前項に規定する任用何を主管課長及び職員福利課長に合議しなければならない。

第十四条中「臨時職員退職承認何により本庁の課長及び教育事務所長にあつては職員福利課長に、埋蔵文化財調査センター所長及び学校以外の教育機関の長にあつては主管課長及び職員福利課長に合議のうえ、教育長」を「本庁各課に係るものにあつては職員福利課長が、本庁以外の機関に係るものにあつては当該機関の長が、臨時職員退職承認何により教育長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 本庁以外の機関の長は、前項に規定する退職承認何を主管課長及び職員福利課長に合議しなければならない。

別表中

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合には与えられる	を
休暇	



地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇	職員の保護する乳幼児が母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条第四項に規定する予防接種を受ける場合で、
---	--

一日、半日又は一時間（非常勤職員にあつては一日又は一時間）

に改める。

当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

**選挙管理委員会**

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）

の一部を次のように改正する。

第十五条中「次の班」を「次のグループ」に、「総務・行政班」を「総務・行政グループ」に、「選挙班」を「選挙グループ」に改める。

第十六条第一項の表中

副 参 事 書	記 1	総務・行政班担当	市町村振興課の副参事又は総括主幹の職にある者で局長が定める者
班 長 書	記 1	総務・行政班長	市町村振興課の総括主幹又は主幹にある者で局長が定める者
	2	選挙班担当	委員長の任命する者
	2	選挙班長	委員長の任命する者

を

副参事書	記
総括主幹	1 総務・行政グループ担当 市町村振興課の副参事又は総括主幹の職に定める者 局長が定める者
	2 選挙グループ担当 委員長の任命する者

に改め、同条中第

二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 グループに次のグループリーダーを置く。

総務・行政グループリーダー

選挙グループリーダー

第十七条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

第十七条第五項中「班長」を「グループリーダー」に改め、同条第六項及び第七項中「班」を「グループ」に改める。

第十七条の三第二項中「副参事又は総務・行政班担当の総括主幹がその事務を代決し、局長、次長、副参事及び総務・行政班担当の総括主幹がともに不在のときは、他の総括主幹」を「総務・行政グループリーダー」に改め、同条第三項中「選挙班」を「選挙グループ」に改める。

第十八条第一項中「総務・行政班」を「総務・行政グループ」に、「選挙班」を「選挙グループ」に改め、同条第二項中「選挙班」を「選挙グループ」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭